重　要　事　項　説　明　書

保育の提供開始にあたり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）第5条に基づいて、当事業があなたに説明すべき重要事項は次のとおりです。

第１　事業者

事　業　者　名　称	株式会社ラベンダー
主たる事務所の所在地	愛知県名古屋市天白区原一丁目605番地
法　人　種　別	株式会社
代　表　者　氏　名	伊原　昭彦
電　話　番　号	052-755-4340

第２　ご利用事業

事　業　の　種　類	小規模保育事業
事　業　所　の　名　称	ラベンダー原保育室
事　業　所　の　所　在　地	名古屋市天白区原一丁目1705番地
管　理　者　氏　名	鈴井　緋奈
連　絡　先	電　話　090-9262-4146 ＦＡＸ　052-217-5983

第３　事業の目的・運営方針

【事業所名】（以下、「当事業所」という。）は、児童福祉法（平成22年法律第164号）及びなごや子ども条例（平成20年名古屋市条例第24号）の理念にのっとり、保育を必要とする乳児及び幼児の保育を行い、その健全な心身の発達を図ることを目的とする。

（1）当事業所は、少人数ならではの家庭的な雰囲気でゆったりとした保育を行います。

（2）当事業所は、子どもの人権や主体性を尊重します。

（3）当事業所は、保護者や地域社会と力を合わせて、家族援助を行います。

第４　施設・設備等の概要

（1）施設

敷　地	敷　地　全　体		130.78㎡
	屋外遊戯場	敷地内	㎡
施　設	構　造		ＲＣ造
	延　べ　面　積		130.78㎡

（2）主な設備

設　備	居　室　数	備　　考
乳　　児　　室	1室	44.15 ㎡
ほ　ふ　く　室	0室	
保　　育　　室	1室	38.21 ㎡
遊　　戯　　室	0室	
調　　理　　設　　備		5.54 ㎡

第５　利用定員

認　定　区　分		利　用　定　員
3　号　認　定　子　ど　も	満1歳以上	12人
	満1歳未満	7人

第６　連携施設

当事業所では、下表のとおり連携施設を設定しています。

連 携 施 設 の 種 類	保育所
連 携 施 設 の 名 称	平針原保育園　島田第一保育園
連 携 協 力 の 概 要	集団保育、保育に関する相談・助言、代替保育

第７　職員の配置状況

当事業所では、「名古屋市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年名古屋市条例第58号）」の定める基準を遵守し、教育・保育の実施に必要な職員として、下記の職種の職員を配置しています。

職　種	員数	常勤	非常勤	備考
事業所長	1	1	—	
保育士	4	4		
保育従事者				
調理員	2	1	1	

※　その他、必要に応じて職員を配置しております。

第８　職員の勤務体制

職　種	勤　務　体　制	備　　考
事業所長	8：30　～　17：30	
保育士	早番　7：30　～　16：30 日勤　8：30　～　17：30 遅番　9：30　～　18：30 ＊ローテーションにより、各保育士の勤務日及び勤務時間帯は異なります。	
保育従事者	早番　7：30　～　16：30 日勤　8：30　～　17：30 遅番　9：30　～　18：30 ＊ローテーションにより、各保育従事者の勤務日及び勤務時間帯は異なります。	
調理員	8：00　～　15：00	

※　職務の都合上、上記とは異なる勤務時間帯となることがあります。

第９　保育を提供する日、時間

開　所　曜　日		月　・　火　・　水　・　木　・　金　・　土
開　所　時　間	平日	7：30　～　18：30
	土曜日	7：30　～　18：30
	日曜日・祝日	休園日
	コア時間	8：00　～　16：00

※　12 月 29 日から 1 月 3 日は休園日となります。

第１０　提供する保育の内容

当事業所は、保育所保育指針（平成 20 年厚生労働省告示第 141 号）に基づき、利用乳幼児の心身の状況等に応じて、次に掲げる保育の提供等を適切に行います。

（1）　当事業所の保育理念

子どもの人権や主体性を尊重し、保護者や地域社会と力を合わせ、家族援助を行います。

（2）　当事業所の保育の目標

元気な子ども、考える子ども、仲のいい子ども。を目指します。

（3）　当事業所の保育の内容に関する全体計画

少人数ならではの家庭的な雰囲気でゆったりとした保育を行います。

（4）　デイリープログラム（一日の流れ）

平　　日		土　曜　日	
時間	活　　動	時間	活　　動
7：30	開園　室内遊び		平日と同じ
9：30	おやつ		
	主活動（散歩・造形・室内遊び）		
11：15	昼食		
11：45	午睡		
14：30	起床		
15：00	おやつ		
	室内自由遊び		
16：30	順次降園		

※　離乳食、食物アレルギー対応食を提供し宗教食の配慮もします。

（5）　年間行事計画

月	行　　事
4月	・入所式
5月	
6月	・歯科検診
7月	・七夕まつり　・夏まつり
8月	
9月	
１０月	
１１月	
１２月	・クリスマス会
1月	
2月	・節分
3月	・ひなまつり会　・お別れ会　・健康診断

※　誕生会・身体測定・避難訓練は随時実施します

（6）　給食の提供

自園調理

第１１　利用料金

（1）保育にかかる利用者負担額（利用料）

名古屋市が定める利用料をお支払いいただきます。

第１２　利用の終了に関する事項

利用乳幼児が、次に該当する場合は、保育の提供を終了するものとします。

（1）利用乳幼児が満３歳に到達して最初の３月 31 日を迎えたとき

（2）利用乳幼児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなったとき

（3）その他、当事業所の利用を継続することが困難な事由があるとき

第１３　緊急時等の対応方法

（1）医療機関

利用乳幼児に体調の急変等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等又は嘱託医への連絡を行います。

医療機関の名称	あつた神宮西クリニック
医師名	西本政司
所在地	名古屋市熱田区三本松町 14－7
電話番号	０５２－８８９－７８７０

第１４　非常災害対策

暴風警報発令時	・メールや電話連絡などで速やかに迎えに来てもらう
避難準備・高齢者等避難開始 避難勧告・避難指示(緊急) 特別警報発令時	・メールや電話連絡などで速やかに迎えに来てもらう
東海地震注意情報発表時 警戒宣言発令時	・メールや電話連絡などで速やかに迎えに来てもらう
避難訓練	月１回（火災・地震）実施
非常災害用備蓄	・粉ミルク、缶詰、レトルト食品等 ・飲料水

第１５　防犯、事故防止のための措置

当事業所は、利用乳幼児の安全を確保するため、設備の点検の実施、防犯訓練、室内の整備を行います。

第１６　虐待の防止のための措置

当事業所は、利用乳幼児の人権の擁護、児童虐待の防止のため、虐待防止に関する責任者を選任するとともに、職員に対し研修を実施します。

第１７　苦情等の受付について

当事業所における苦情やご相談は以下の窓口で受け付けます。

当　事　業　所　苦　情　相　談　窓　口	苦情解決責任者　伊原昭彦 苦情受付担当者　伊原昭彦

第三者委員　名古屋中央法律事務所　弁護士　小林明博　TEL：０５２−２０３−０５５０

第１８　その他留意していただきたいこと

（1）当日に欠席の連絡をする場合又は登園が遅れる場合は、午前９時00分までにご連絡ください。

（2）お迎えが遅れる場合は、あらかじめご連絡ください。

（3）感染症については、感染症罹患後の保護者の登園届書か登園許可についての医師の意見書を提出してもらいます。

（4）投薬についてはやむおえない場合には、投薬を行います。投薬に際しての決まりは、以下の通りです。

登園時に依頼書を記入し、薬の内容を保育士に伝えてください。薬は、基本、食後でお願いします。病院で処方された薬のみの預かりとなります。病院で処方されていたとしても解熱だけが目的の座薬や頓服の投与はしていません。（痙攣を起こす可能性のあるお子様については、ご相談下さい。）薬は、１回分のみの預かりです。水薬についても１回分のみを容器に入れてお持ち下さい。塗り薬については、１週間ごとの預かりが可能です。

（5）乳幼児突然死症候群（SIDS）ついては、健康面に異常のない赤ちゃんが、寝ている間に原因不明で命を亡くす病気です。厚生労働省の調べでも原因は、まだ不明との見解ですが、睡眠中の確認を定時に行い、保護者の皆様と一緒に対応を心がけます。

※この重要事項説明書の内容は、令和２年４月現在の情報です。